

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十八号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表保育士修学資金の項を削り、同表中山間地域等従事医師奨学金の項を次のように改める。

中山間地域等従事医師奨学金	学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する四年以上の者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第二項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、知事がへき地医療拠点病院（へき地医療支援のため）に知事が別に定めるところにより指定する	債務の全部又は一
	<p>一 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき（臨床研修及び後期研修の期間は、業務に従事した期間に含まない。第二号、第六号及び第七号において同じ。）。</p> <p>二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の修了後）、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p> <p>三 後期研修を修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p> <p>四 大学若しくは大学院に在学中若しくは後期研修を受けている医療機関に在職中</p>	

<p>医療法第一条の五に規定する病院をいう。)又は中山間地域等の公的医療機関(同法第三十一条に規定する公的医療機関をいう。)として指定する同法第一条の五に規定する病院又は診療所(以下この項において「中山間地域等医療機関」と総称する。)において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金</p>	<p>死亡し、又は心身の故障のため大学若しくは大学院を退学し、若しくは後期研修を受けている医療機関を退職したとき。</p> <p>五 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、又は大学院の課程若しくは後期研修を修了し、かつ、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、その業務に従事中(大学を卒業後又は大学院の課程若しくは後期研修を修了後、医師としての業務に就業するまでの間(臨床研修及び後期研修の期間を含む。))は、医師としての業務に従事中とみなす。)</p> <p>死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。</p>	<p>部</p>
	<p>六 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き一年以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。</p> <p>七 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後(大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の修了後)、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事し、引き続き一年以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。</p> <p>八 後期研修を修了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事し、引き続き一年以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。</p>	<p>債務の一部</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。